

スウェーデンへの移民と移民問題

山本健児*

Immigration and Issues of Immigrants in Sweden

Kenji YAMAMOTO*

目 次

I. はじめに	III. 移民問題の激化
II. スウェーデンにおける移民規制と移民政策の歴史	1. 外国人嫌い
1. 移民規制の歴史	2. 空間的セグリゲーションと「統合政策」
2. 移民政策の歴史	IV. おわりに

I. はじめに

外国人労働者あるいは移民問題がわが国で語られるとき、しばしば引き合いに出される国はアメリカとドイツである。それは両国とも先進資本主義諸国の中で移民マイノリティを最も多く抱えている国の1つであるからだし、実際に移民をめぐる耳目を引く事件が再三再四にわたって起きたからである。またその経済力ゆえにわが国まで届く情報量が多いことにもよっている。これに対してスウェーデンなど、人口に占める移民マイノリティの比率が高いにもかかわらず、その移民の歴史や現状がいかなるものか、わが国ではさほど知られていない国々が少なくない。筆者は1998年9月にわずか1週間という短い期間ではあったが、移民問題の一端に触れるためのスウェーデン訪問を行う機会を持つことができた。本稿はこの時の見聞や若干の文献研究をもとにして、この国への移民の歴史や移民問題の現状を紹介することを目的にしている。これは、スウェーデンへの移民に関してある程度まとまった記述をしている日本語文献が岡沢（1996, pp.143～175）、竹崎（1994, 1997）と極めて少なく、またいずれもポジティブな側面が強調され、スウェーデンが抱えている問題に必ずしも着目していないために、その欠落を補うためでもある。

ところで、国際労働力移動の研究分野で世界的に著名なCastles and Miller（1993,

* 法政大学経済学部；Faculty of Economics, Hosei University

pp.196~198) は、国際人口移動で流入超となっている世界の国々を、移民政策という観点から3つの類型に分けている。第1はアメリカ、カナダ、オーストラリアを典型とする古典的な移民受入国、第2はイギリス、フランス、オランダを典型とする旧植民地からの移民を市民として受け入れる旧宗主国、第3は客員労働者というシステムをとり、定住しようとする外国人の流入を強く規制する国々であり、その典型はスイスやドイツであるという。この3類型の中で、スウェーデンは古典的入移民国に近いと位置づけられている。それは、永住を希望する外国人の流入を奨励し、移民を将来の市民として迎える移民政策が取られているからだという。

このような類型区分は、外国人が市民権を得やすいか否かという点に着目するならば有効である。しかし、スウェーデンの移民受け入れ理由が古典的入移民国に類似していると捉えるならば、問題があろう。確かにスウェーデンは、スイスやドイツと比べればもちろんのこと、イギリスやフランスと比べても、定住を志向する外国人の受け入れに寛容な政策を取ってきている。だから、カースルズらの主張に全く根拠がないわけではない。しかし、スウェーデン政府はその寛容な政策を無条件に行ってきたわけでもないし、いわんや市民になることを最初からめざす移民の受け入れを宣言してきたわけでもない。その意味で、古典的入移民国とは全く異なる立場にある、というのが筆者の考えである。以下、これらの点を歴史と現状を見ることによって明らかにしたい。

II. スウェーデンにおける移民規制と移民政策の歴史

1. 移民規制の歴史

最初に、主としてストックホルム大学の国際移住・エスニシティ研究所で長年にわたって研究活動を続けた Hammar (1985a) やスウェーデン移民局の資料などに依拠して、同国への移民と移民政策の歴史を概観したい。但し、ここでは第二次世界大戦以降の時代に限定する。

1954年にスウェーデンは、デンマーク、ノルウェー、フィンランドとともに北欧共同労働市場を結成した。竹崎 (1994) によれば、それは労働力不足に悩む国が労働力過剰国から自由に労働力を調達することだけを目的にしたものではない。むしろ、1930年代から進められてきた社会保障制度の共通化が行き着いた結果であり、そのために共同労働市場への統合に関する会議も労働分野や法務分野の閣僚によってではなく、社会保障分野を担当する閣僚によって行われたという。

たしかに、Hammar (1985a, p.27~28) によれば、両大戦間期からスウェーデン政府

は北欧諸国民の流入に対してあまり規制を課してこなかったし、大戦中の一時的な規制強化を最初に緩和した対象者も北欧諸国民だったという。しかし、スウェーデンの外国人規制の目的は曖昧であることが少なくなかったし、政府の声明や議会の決定と矛盾することもあったが、外国人規制の主要目的は、その時々スウェーデンの経済的利益やスウェーデン人労働市場の保護にあったとハンマーは述べている。そうであれば、北欧共同労働市場の創設は、スウェーデンから見れば自国経済の利益になるという判断があったからこそ、従来の暫定的な措置を恒久化したものと評価できるだろう。

いずれにせよ、実際に1950年代半ばにスウェーデンは年間3万人前後の外国人流入を記録した¹⁾。その多くはフィンランド人だった。これ以前のスウェーデンへの外国人流入として目立ったのは、第二次世界大戦との関連での難民流入であるが、平和時の年間3万人規模での外国人流入は、当時の総人口700万人台の国にとって顕著なものであった。しかし、流出を差し引いた純流入は1万数千人に過ぎなかった。また、その規模も1955年から1957年の3年間しか続かなかった(図1)。このことは、移民というよりもむしろ出稼ぎ移動が少なくなかったことを示唆する。また、1956年に流入した外国人の中には、同年ハンガリー動乱を逃れてきた人々も少なくない。とはいえ、図1から人口の社会的増減に数年サイクルでの変動を看取できるが、これは少なくとも1970年代初めまで、労働力過剰

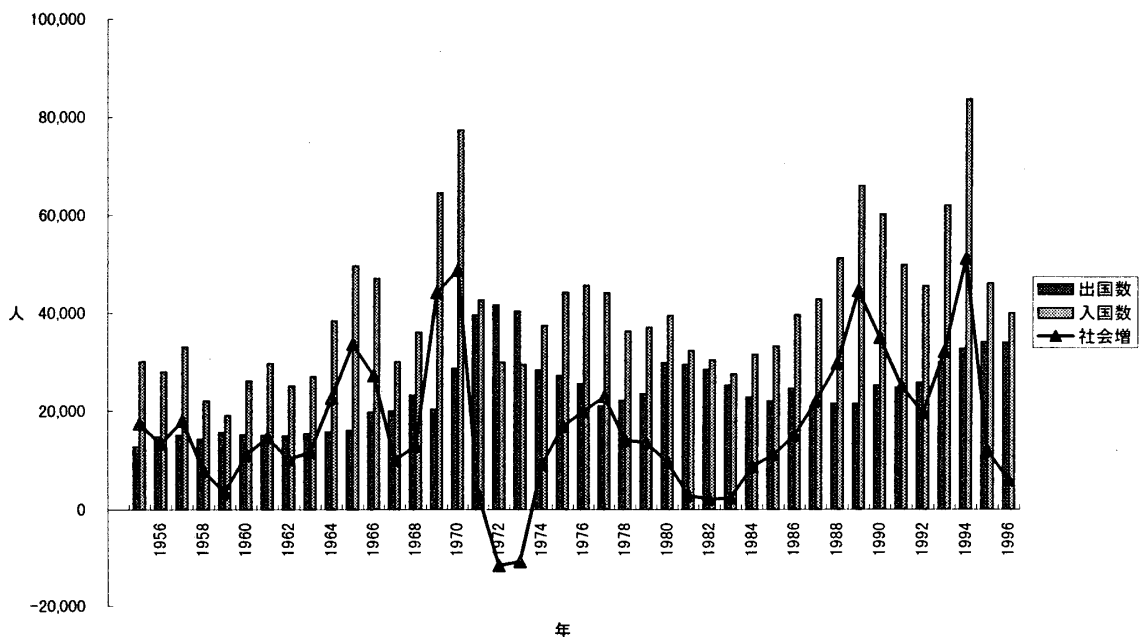


図1 スウェーデンの人口流出入
資料：Statistisk Årsbok för Sverige. 各年版より作成

国からの出稼ぎ移動が主たる形態であって、決して古典的入移民国のように定住を目的とする移民をこの国が奨励したとは言えないことを示唆しよう。

西欧諸国の多くと同様、外国人の流入がピークに達するのは、スウェーデンでも1960年代半ばと1970年頃である。それはこの国の高度経済成長と符節を合わせていた。60年代に流入した外国人のなかでもフィンランド人は依然として最多数を占めたが、筆者が1998年9月に現地での関係官庁で行ったヒヤリングによれば、そのほかにイタリア人、ギリシア人、ユーゴスラビア人、トルコ人も多かったとのことである。そうだとすれば、この構成は西ドイツにおけるガストアルバイターの構成と類似していたことになる。

しかし、Hammar (1985a, p.18) は、「スウェーデンは、他のヨーロッパ諸国のような客員労働者システムを取ったことは一度もない。スウェーデン産業界による直接募集雇用が何年にもわたって続いたが、労働移民が大規模に計画されたことは一度もないし、短期的であれ長期的であれ経済問題の改善策として積極的に採用されたことはない。スウェーデンは外国人労働者とその家族を、国益に反しない限りにおいて、個人として受け入れてきたのである」と述べている。

他方で、スウェーデン移民局のホームページによれば、1950年代と60年代にスウェーデン企業が招いた外国人労働者は一時的な滞在者であり、いずれは故国に帰る人々であることが期待されていたという (The Swedish Immigration Board: Who is allowed in?: <http://www.siv.se/einter/eom/eom/htm>。1998年10月4日)。また、ウプサラ大学でマルチエスニック研究センター所長を務めている Runblom (1998) によれば、スウェーデン政府は、中央ヨーロッパや南ヨーロッパから熟練労働者を調達するために、労使双方と協力して1940年代末にミッションを派遣したこともあるという。また、ハンマー自身、1960年代半ばにスウェーデン・リクルート事務所がユーゴスラビアに開設されたと述べている (Hammar, 1985a, p.44)。従って、政府が、外国人労働者雇用に積極的関与をしたことが全くない、というわけではない。

こうした事実とハンマーの言との双方を矛盾なく受け止めるためには、地中海沿岸諸国政府と外国人労働者募集斡旋のための協定をスウェーデン政府は結んだことはないが、企業が外国人を雇用する際には積極的に支援をしてきたと理解するほかない。そしてスウェーデン政府は、外国人労働者を個人として受け入れてきたし、その個人がスウェーデンに定着することを拒むことはしなかったが、積極的な移民導入政策を取ったわけでもないし、移民を短期的滞在者とあらかじめ限定することもなかった、と解すべきであろう。

だが、スウェーデン政府が、定住外国人の帰国を望まなかったと理解するならば、それはまちがいである。Runblom (1998) によれば、定住外国人が故国に帰ることを促すよ

うな、さまざまなインセンティブが1980年代、90年代に用意されてきた。それは難民として定着した人に対してもなされた²⁾。

スウェーデンは、北欧共同労働市場創設以降、北欧の他の3ヶ国からの移住者とそれ以外の国からの移住者との間に、国境の開放度と定住後の管理の仕方を異にしていた。しかし、全体として労働力としての流入は、1970年代初めまで、いわば市場の力に任せていたのであり、西ドイツやその他の西欧諸国が行ったように、国家が強力に管理して労働力流入をコントロールしようとはしなかった。

Hammar (1985a, p.41) によれば、1967年から68年にかけてスウェーデン政府は、北欧共同労働市場加盟国以外からの労働目的の流入規制を強化した。具体的には、労働を目的として流入する外国人に、入国前に労働許可取得を義務づけたのである。この規制がとられたのは、他の西欧諸国と同様、この時期にスウェーデンでも景気のかげりが見られたからである。しかし、この規制にもかかわらず、景気が回復すると流入は再び急増した。その流入増は国家によって誘導されたものではない。ストックホルム市役所で移民問題を担当している係官からヒヤリングしたところによれば、外国人労働者の募集は企業の自由な活動に任されていたし、国家が積極的に行った施策があるとすれば、それは労働ビザの発給をスムーズに行う程度のことだったという。なお、1968年にはチェコスロバキアでの政治的危機を契機に、数千人のチェコ人が難民として流入した。

表1 1970～1980年における定住外国人の構成

国 籍	1970年	%	1975年	%	1980年	%
デンマーク	31,454	7.6	38,284	9.3	29,465	7.0
フィンランド	208,955	50.8	184,001	44.9	181,481	43.0
ノルウェー	27,641	6.7	27,466	6.7	25,995	6.2
ギリシア	13,987	3.4	17,836	4.4	15,254	3.6
イタリア	7,761	1.9	6,234	1.5	4,786	1.1
ユーゴスラビア	36,863	9.0	40,403	9.9	39,184	9.3
ポーランド	4,210	1.0	6,925	1.7	10,337	2.5
スペイン	3,993	1.0	3,656	0.9	3,384	0.8
イギリス	5,531	1.3	7,050	1.7	8,652	2.1
ドイツ	20,892	5.1	17,254	4.2	14,403	3.4
ハンガリー	4,493	1.1	4,300	1.0	2,695	0.6
オーストリア	4,984	1.2	4,050	1.0	3,346	0.8
チェコスロバキア	4,201	1.0	3,702	0.9	1,091	0.3
アメリカ	5,909	1.4	6,251	1.5	5,835	1.4
チリ	121	0.0	1,576	0.4	7,225	1.7
トルコ	4,069	1.0	7,071	1.7	18,303	4.3
合計	385,064	93.6	376,059	91.7	371,436	88.1
その他を含めた合計	411,280	100.0	409,894	100.0	421,667	100.0
総人口	8,081,229	5.1	8,208,442	5.0	8,317,937	5.1

資料：Statistisk Årsbok för Sverige 1982/83より作成

以上のような歴史を経て、1970年当時のスウェーデンにおける外国人定住者の構成は表1のようになっていた。この時点でスウェーデンの総人口のうち、5.1%が外国籍の人だったが、その過半数をフィンランド人が占めていた。北欧共同労働市場に加盟する他の2ヶ国民、ドイツ人、ユーゴスラビア人、ギリシア人、イタリア人がそれに続いていた。また、ポーランド人、ハンガリー人、チェコ・スロバキア人も4千人台とかなり多く、その多くは1950年代や60年代に亡命の形で流入した人々である。ヒヤリングによれば、ドイツ人定住者もまた第二次世界大戦末期に難民として流入した人が多かったとのことである。

しかし、スウェーデン経済が不況に陥ったため、他の西欧諸国に先駆けてこの国は1972年に新たな外国人労働力の流入を原則として停止し、必要最小限度以下に抑える措置を取った(Hammar, 1985a, p.18)。それゆえ、1973年以降、北欧共同労働市場加盟国以外からの新たな労働力流入は著しく減少したはずである。このことを考慮して1975年の在住外国人の構成を見るならば、この間のトルコ人の急増ぶりや、ユーゴスラビア人とギリシア人の増加は、主として家族の呼び寄せによっていたと推測できる。そして1980年まで依然としてトルコ人の増加が顕著なのに対して、ギリシア人とユーゴスラビア人が減少に向かったのは、前者の場合には家族の呼び寄せが進行したのに対して、後者についてはむしろスウェーデンへの帰化が進展した結果であると推測される。

また、この間にチリ人が激増したが、これは1973年にチリで発生した軍事クーデタを契機に亡命した人々と、その家族の呼び寄せに由来している。表には掲げなかったがイランのイスラム革命を嫌って亡命した人も少なくなかった。イラン人は1975年には800人強でしかなかったが、1980年には3千人弱にまで増加したのである。

こうして、1972年以降のスウェーデンへの外国人の流入は、労働力としての流入が基本的に認められなくなったために、難民・亡命者がますますめだつようになった。1972年以前は東欧諸国からの難民が多かったが、それ以降はヨーロッパ以外の地域で発生する政治的危機を契機に流入する難民が多くなった。1970年代にはトルコ、シリア、イラン等から約2万人のクルド人が、また東南アジアからは9千人のベトナム人が、1980年代になると2万5千人のイラク人が、1990年代に入るとソマリア人やボスニア人などの流入があった。なお、Pred (1997, p.392)によれば、社会民主党政権下のスウェーデン政府が、難民としての移民流入に厳しい制限を設けるようになったのは、1989年12月のことだという。当時、ブルガリアからトルコ系住民が大量にこの国に庇護を求めて流入し、それに対処するためだったという。もちろん、トルコ系ブルガリア人の流入は移民流入規制の直接のきっかけに過ぎないのであり、それ以前のさまざまな発展途上国からの波動的な難民流入がその規制の遠因としてあることに注意すべきであろう。

スウェーデンは、1994年1月1日から、ヨーロッパ経済地域（EEA）に属する国の国民に、滞在期間3ヶ月までを限度として自由にスウェーデンに入国し、労働することを認めるようになった。3ヶ月以上の滞在については滞在許可が必要なだけである。スウェーデンは1995年にEUに加盟したので、EU加盟国からの自由な入国・労働が認められている。しかし、スウェーデンに流入する他のEU/EEA諸国民が、実際に特に増えているわけではない。むしろ、趨勢としては、非ヨーロッパ諸国や旧ユーゴスラビアなどからの流入の方が目立つのであり、この点はドイツと同様である（山本，1997）。

スウェーデンに庇護を求めることができた難民は、労働目的での外国人流入者と同様、この国で働くことが許可されるだけでなく、家族を呼び寄せることができた。こうして1972年以降に流入する外国人の大半は、スウェーデンが生命の安全を保障し家族単位での生活を保障する人権重視の国であるが故に受け入れた人々によって占められるようになった。しかも、流入者の出自は著しく多様であった。1960年代に入るまでスウェーデンでは、建国以来のスウェーデン国籍を持つ少数民族であるサーメ人やフィンランド系の国民を除けば、国民の大半が言語・文化の点で均質だった。しかし、1960年代から今日に至る多様な移民の流入の故に、この国は多民族が定住する国家に変貌した。

その結果、1996年時点でスウェーデンの総人口に占める定住外国人比率は約6%に達している。この比率は、ヨーロッパ諸国の中でかなり高い方に属する。しかも、帰化した移民も含めれば、スウェーデン人口の約12%が外国の背景を持っているほどである。また、外国籍の移民のうち、外国生れに対するスウェーデンで誕生した者の比率も30~40%と高い（表2）。このように移民の背景を持つ人口比率が高いのは、スウェーデン政府が外国人流入の門戸を相対的に広く開放し、定住規制を弱くし、定住外国人がスウェーデンに帰化する条件を緩やかにしたことによっている。この国では留学のように明確に期限を切って滞在している者を除いて、1年間滞在すれば事実上永住することができる。そして合法的に5年間滞在すれば、帰化の申請が可能である³⁾。

難民として流入した移民は、ボスニア人とソマリア人を除けば、いずれも帰化率がかなり高い。また労働者として流入した移民の帰化率は多くの難民移民ほど高くないが、それでも40%以上となっており（表2）、この比率は他のヨーロッパ諸国における移民の帰化率と比べてかなり高い。Reinans and Hammar (1993, p.11)によれば、1980年代末時点で定住外国人に対してある1年間に帰化した人の比率という意味での帰化率は、ヨーロッパ主要国の中でドイツとベルギーで低い。厳しい帰化制限にもかかわらずスイスではそれより高く10%を超えている。移民に帰化を奨励する政策を取っていると看做してもさしつかえないフランスやオランダはさらに高く15%に近いが、スウェーデンへの移民の帰化率は

表2 1996年における移民の構成

出身国	総数 a	スウェーデン 国籍保有者 b	外国生まれ 外国人 c	スウェーデン 生まれ外国人 d	帰化率 b/a	スウェーデン 生まれの比率 d/c
デンマーク	46,662	21,248	18,544	6,870	45.5	37.0
フィンランド	230,707	127,854	75,517	27,336	55.4	36.2
ノルウェー	51,449	20,528	23,305	7,616	39.9	32.7
ボスニア・ヘルツェゴビナ	50,036	180	46,584	3,272	0.4	7.0
エストニア	11,024	9,847	1,118	59	89.3	5.3
ギリシア	12,946	8,539	3,352	1,055	66.0	31.5
旧ユーゴスラビア	76,085	32,129	37,774	6,182	42.2	16.4
ポーランド	41,279	25,225	14,297	1,757	61.1	12.3
ルーマニア	11,551	7,503	3,718	330	65.0	8.9
イギリス	14,717	3,803	9,292	1,622	25.8	17.5
ドイツ	39,070	25,301	10,635	3,134	64.8	29.5
ハンガリー	14,910	11,873	2,720	317	79.6	11.7
エチオピア	13,928	9,231	4,159	538	66.3	12.9
ソマリア	13,178	1,297	9,834	2,047	9.8	20.8
アメリカ	15,240	6,230	7,716	1,294	40.9	16.8
チリ	27,067	14,636	12,272	159	54.1	1.3
インド	10,369	8,681	1,558	130	83.7	8.3
イラク	31,473	9,113	19,865	2,495	29.0	12.6
イラン	51,922	24,943	24,260	2,719	48.0	11.2
レバノン	22,054	14,283	7,337	434	64.8	5.9
シリア	10,144	6,918	2,852	374	68.2	13.1
トルコ	35,724	16,316	13,857	5,551	45.7	40.1
ベトナム	10,104	6,647	2,943	514	65.8	17.5
合計	841,639	412,325	353,509	75,805	49.0	21.4
その他を含めた合計	1,037,229	510,633	433,174	93,422	49.2	21.6

資料：Statistisk Årsbok för Sverige 1998より作成

注) 旧ユーゴスラビアの数値は、ボスニア・ヘルツェゴビナの数値を除いたものである。

これらの諸国をはるかに上回り、40%を超えていた。それは、スウェーデンが最初から帰化を容易にする政策を取っていたからでもあるが、1970年代半ばから1980年代半ばにかけて、帰化をさらに容易にする政策を取ったからでもある。1976年には帰化に要する滞在期間が7年から5年に引き下げられたし、1984年には二重国籍を認めるという政策が取られたのである (Reinans and Hammar, 1993, p.27)。

このように外国人の流入を容易にし、移民の帰化を容易にしている動機は、究極的にはスウェーデン的な意味での福祉社会の維持のためであると解釈できるだろう。しかし、年齢別人口集団の間での公正な再分配を持続させようという動機よりも、直接的には成長速度の速かったスウェーデン経済を支えるために外国人の流入を容易にしたと解釈することもできるし、ひとたび定住した外国人はネイティブ・スウェーデン人と平等であるべきだという価値観が共有されているからこそ、移民の帰化が容易になっていると見ることもできる。

いずれにせよスウェーデンは、北欧共同労働市場加盟国の人々、地中海沿岸諸国から労働力として流入した人々と呼び寄せられた家族、そして難民・亡命者とその家族から構成される移民が人口の1割以上を占めるほどの多民族定住国家となっている。スウェーデンにきた理由は、最初の2つのグループと3番目のグループとで異なる。しかし、移動の理由が異なっても、スウェーデンにとってみればいずれも移民であり、スウェーデン社会への統合を図る対象として優劣の差はない。そこで、既に定住している移民に対して、どのような政策をスウェーデン政府が取ってきたのか、概観しておこう。

2. 移民政策の歴史

1960年代半ばまで、スウェーデン政府は移民の生活支援政策を積極的に取らなかった。それは、宗教団体や他の民間組織のボランティアに委ねられていた。しかし、政府は1965年に外国人のスウェーデン社会への統合・調整を支援する政策を開始した。まず移民に対するスウェーデン語教育が開始された。1966年には、移民の適応に関する作業グループが設立された。1967年には移民のための新聞が政府の補助金を得て発行されるようになった。これによって定住外国人は、スウェーデン社会や定住外国人の権利や義務に関する情報を、母語で得ることができるようになった。また1968年には、学校教育においてスウェーデン語やほかの科目に関して移民の子どものために特別授業を組む法案が、国会で採択された (Swedish Institut, 1997)。

1969年にはスウェーデン移民局 (SIV) が設立され、これによって外国人の流入と定住外国人・移民の政策に責任を負う体制が整えられた。スウェーデン移民局の任務の1つは、外国人の入国の許認可である。もちろん、ヨーロッパ経済地域加盟国民は、実質的に規制の対象にならない。もう1つの任務は、移民のスウェーデン社会への統合政策、帰国支援政策、そして市民権の取得や離脱に関する問題の取り扱いである (Swedish Immigration Board, 1998)。

スウェーデン国会は1975年に、移民とマイノリティ政策に関して、平等、選択の自由、パートナーシップの3原則を採択した。平等とは、スウェーデン国民と同等の生活水準を移民に保障する不断の努力を意味する。選択の自由とは、移民やスウェーデン建国以来のエスニックマイノリティが、その本来の文化的アイデンティティの保持・発展と、スウェーデンの文化的アイデンティティ取得のいずれかを選択することを保障するよう、公的なイニシアチブを発揮するというを意味する。パートナーシップとは、移民やマイノリティが協力することによって双方が利益を得ることを意味する。もちろん、この3原則は無条件に調和的なものではない。むしろ、第2の原則を貫けば第1と第3の原則が危うくなる

可能性を秘めている。それゆえ、どの程度まで平等、選択の自由、パートナーシップを実現するのかということが定式化されたわけではない。むしろ、3つの原則は、移民やその他エスニックマイノリティのための政策指針という意味しか持っていない (Hammar, 1985a, pp.33~34)。

また、上の3原則すべてが、1975年になって初めて採用されたというわけではない。平等原則は、入国前に労働許可取得を義務づけることによって外国人流入規制を強化した1967年に、社会民主党政権が既に確認していた。翌68年に平等原則は、社会がその構成員すべてに対して責任を負い、社会的不平等が除去されるべきであるという思想の当然の帰結として、公的に確立された。もちろん、それ以前から労働組合は自らの利益のために、移民と国民の平等な労働条件を要求していた。

選択の自由という原則を提唱したのは、国会の中に設けられた移民委員会である。それは1974年のことだった。これは、同じ国籍や同じ文化を持つ移民が同じ市内や近隣住区に住み、同郷者団体や宗教団体としてまとまろうとする傾向があり、またそこでは彼らの言語が使われるという実態、即ち移民コミュニティ形成の追認という性格を持っている。

第3の原則は、言うなれば、第1の原則と第2の原則が衝突しかねないということを確認して、その調整を図るべく政治の領域で処理をするという意味を持っている。パートナーシップという原則は、他の2つの原則より遅れて1975年に初めて宣言されたものである。この原則は、同年に、3年以上定住している外国人に地方自治体の選挙権が付与されるという形で具体化された。こうしたパートナーシップが発揮されるためにも、選択の自由によって単に移民団体の結成が移民の自由に委ねられるというだけではなしに、これへの公的支援が保障されている。その支援は全国規模の移民団体にもローカルレベルの移民団体にもなされている。Swedish Institute (1997) によれば、1990年代半ば時点で政府からの支援を受けている全国規模での移民団体の数は30を越えている。

また、例えば宗教団体国家補助金委員会で筆者がヒヤリングしたところによれば、スウェーデン国民の大多数はスウェーデン国教会というルター派プロテスタントであるが、これ以外の宗教団体に対して政府から補助金が与えられている。もともとスウェーデンには、プロテスタントではあるがスウェーデン国教会に属さない宗教的少数派がいた。そうした団体への国家補助は1970年代初めに開始され、移民の宗教団体にも同じ支援策が1970年代半ばから適用されたのである。補助金を受ける要件はメンバーの数が3,000人以上であり、宗教団体が民主主義的なシステムの一部であること、そして少なくとも5年以上活動していることとなっている。言うまでもなく、現在、宗教団体国家補助金委員会を通じて国家から補助金を得ている宗教団体には、移民が構成したムスリムや正教徒、あるいはカトリッ

クの団体もある。同委員会の事務局長からのヒヤリングによれば、このような支援策が実施されている一方で、宗教は私的領域に属することなので、メンバーのリストの提出を求めるようなことを政府はしていない。スウェーデンでは、人口センサスでも宗教に関する調査をしていない。宗教団体国家補助金委員会の任務は、宗教団体の管理にではなく、これらとの協力にあるとのことである。言うまでもなく、パートナーシップを推進するために、移民団体に対する公的支援だけでなく、移民に関する情報がスウェーデン国民に積極的に提供されてきた。

さて、スウェーデンにおけるマジョリティと移民やマイノリティとの間の平等という点で最も重要な政策分野は、恐らく住宅と労働であろう。このうち労働分野について言えば、スウェーデン政府の関心はなによりもスウェーデン国民のための労働市場の保護にある。だからこそ、北欧共同労働市場加盟国以外の外国人に対して、スウェーデンで働くためには入国前に労働許可の取得を義務づけたのである。しかし、ひとたび合法的に働き始めたならば、失業保険や職業再訓練などにおいて、外国人はスウェーデン国民と同等の権利を与えられた。また、既に移民に対するスウェーデン語教育は1960年代からなされていたが、1972年にあらたに、外国人労働者は240時間までのスウェーデン語教育を無料で受ける権利が認められた。しかも、スウェーデン語教育を受ける時間は有給とされた。もちろん、この政策は、平等原則だけではなく、外国人労働者を新規に雇おうとする企業に対する負担増を政策的に作り出し、もって外国人労働者の新規流入を抑えようとする意味もあったと解釈すべきである。

このような政策にもかかわらず、現実の労働市場において移民とスウェーデン国民との間に完全な平等が達成されたわけではない。たとえ定住外国人の方がすぐれた資質を持っていたとしてもスウェーデン人が優先的に採用されるという差別があったことを、Hammar (1985a, p.36) は認めている。筆者が内務省でヒヤリングしたところによれば、移民への差別を取り締まる法律は1994年に制定されているが、この法律では、例えばクルートのプロセス全体を審査することはできないという。そこで現在、内務省が中心となって一層実効性のある差別禁止法を準備しているとのことである。

選択の自由という点で重要な政策は教育面に表れた。1976年に、スウェーデン語以外の言語を母語とする子どもには母語教育が保障されるようになったし、1979年以降になると移民の母語が一定の科目教育で利用されるようになった。その結果、1981年には移民の子どもの約10%が母語クラスでも学ぶようになったし、母語教育を受ける移民の子どもの比率は20数%に達していた (Hammar, 1985a, p.37)。当時、母語教育というサービスはたとえ一人に対してでも提供されたが、内務省でのヒヤリングによると現在では、同一市町

村内に同一言語を母語とする子供が少なくとも5人いなければならない、となっている。そして1996/97年になると、7歳から16歳までの義務教育を受けている移民の子どもは11万1千人いたが、このうち約半数が、母語教育を受けていた。母語教育を受ける比率が高いのは、第1にアラビア語、第2にフィンランド語である。

ところで、パートナーシップの原則はどの程度実効力を持ったのだろうか。この問題は、地方選挙での定住外国人の投票行動を見ることによってある程度分かる。Hammar (1985b)によれば、1976年から1982年までの間に実施された3回の地方選挙において、スウェーデン国籍を持つ人々の投票率はほぼ90%前後に達した。これに対して、定住外国人の投票率は最初こそ60%近くにまで達したが、回を重ねるたびに低下してきた(表3)。定住外国人の投票率が著しく低いという実態は、今日でも同様である。ストックホルム市役所でのヒヤリングによれば、移民の中で投票率の高いグループは、チリ人、フィンランド人、西欧人であるが、それでも約60%程度でしかない。エリトリア人や旧ユーゴスラビア人にいたっては約20%程度の投票率でしかない。スウェーデン中部の小都市ヨンショピン(Jönköping)でのヒヤリングからも、移民の投票率はスウェーデン人に比べて著しく低く、民主主義の危機をもたらしかねない、という危惧の声が聞かれた。

表3 地方選挙の投票率

	1976年	1979年	1982年
定住外国人有権者数	218,566	227,733	241,902
外国人の投票率	59.9	53.4	52.2
ギリシア人の投票率	76.0	65.0	61.0
ユーゴスラビア人の投票率	66.0	56.0	52.0
ポーランド人の投票率	64.0	60.0	54.0
トルコ人の投票率	63.0	62.0	61.0
ノルウェー人の投票率	59.0	54.0	52.0
デンマーク人の投票率	57.0	46.0	49.0
フィンランド人の投票率	56.0	51.0	49.0
スウェーデン人の投票率	90.5	89.0	89.6

資料：Hammar (1985b, pp.97-98)に掲載されている表を簡略化。

ともかくも、3原則に基づく移民政策の実行によって、スウェーデンでは1980年代半ば過ぎまで、移民とスウェーデン国民との間に、同一年齢集団や同一職業集団の中で比較すれば、住宅、所得、その他の福利面で格差というほどの違いは現れていなかった。とはいえ、スウェーデン人と移民との間の社会的交流はあまり進展していたわけでもない。その中でもユーゴスラビア人は明らかにスウェーデン人との社会的交流の程度が弱かったとハンマーは述べている(Hammar, 1985b, p.40)。

1980年代半ば頃、より踏み込んだ移民政策が展開されるようになった。マイノリティ差別に関するオンブズマンの設置である。これは、スウェーデンへの移民が労働移民ではなく、難民の比重が高くなったことと関連していると考えられる。また、難民受け入れを、できるだけ国内に均等分散させる政策も1985年に取られた (Andersson, 1996, p.6)。これは、特定の地域のみが難民を受け入れるのではなく、スウェーデン全域が難民を受け入れる方向に転換するために、難民を受け入れる地方自治体には中央政府から補助金を与えるという政策である。これを「スウェーデン全国政策」と呼ぶ。しかしこの政策は、中央政府による強制割り当てではない。中央政府と地方自治体との間で契約が交わされて初めて難民の受け入れが実行されるというように、地方自治体の側に、受け入れるかどうかを決定する権限が置かれているという点に留意する必要がある⁴⁾。

この「スウェーデン全国政策」は、人口が減少している地方自治体で（スウェーデンの市町村の約40%は、1984年から1993年の間においてネイティブ・スウェーデン人の絶対的人口減少を経験した）、空き家になった集合住宅を有効利用するという目的と結び付いていた (Andersson, 1996, p.6)。なお、「スウェーデン全国政策」が開始される以前、難民は自由に居住地を選ぶことができた。また、1994年4月以降は、スウェーデン議会の決定によって難民の居住地選択の自由が再び認められるようになった (Andersson, 1996, p.10)。しかし現在でも「スウェーデン全国政策」は完全に廃棄されたわけではない。この国が受け入れた難民は、本人の力で住居を見つけることができなければ、その難民審査期間中に、移民局が提示する居住地に住むことが要請される。

ところでスウェーデン政府の難民受け入れ政策は、政治的中立国としての立場にあったスウェーデンが、第2次世界大戦中に主としてナチスドイツに占領された国々から難民を受け入れることから始まった。Runblom (1998) によれば、それは、スウェーデンの中立政策が実質的にはドイツに肩入れすることになるという、大戦初期の段階において連合国の側に抱かれたイメージを払拭するためでもあった。しかし、戦後の難民受け入れ政策の基盤は1951年の国連難民協定に置かれている。これによってスウェーデンは、人種、民族 (nationality)、特定社会集団への帰属、宗教的・政治的信条のゆえに、生命や自由への迫害を受けるか、あるいは迫害の恐れのある人からの庇護申請を審査し、難民に相当すると認定できるならば受け入れる、という政策を採用したのである。さらに、たとえ難民と認定できなかったとしても、人道的理由から庇護を必要とする人々であるならば滞在許可を交付するという政策を、スウェーデンは外国人法に基づいて採用している。極刑、体刑、拷問などの刑罰を受ける恐れのある人々、あるいは内乱を含む戦争や災害などのために故郷で暮らせない人々、あるいはジェンダーやホモセクシュアルを理由に迫害を受ける

恐れのある人々が、人道的理由に基づく庇護対象者である (Swedish Immigration Board, 1997, p.2)。

難民としてスウェーデンに来るルートには2つある。一つは、ジュネーブの難民高等弁務官から割り当て難民として受け入れを要請された人々である。もう一つは、スウェーデンに直接来て難民申請をする人々である。前者については、ハンマーによれば難民受け入れを年間1,250人の枠に設定するという政策が取られてきている (Hammar, 1985a, p.39)。しかし実際には、その時々の世界の政治情勢に左右されて、割り当て難民の受入数が見直される。スウェーデンは1995年に割り当て難民を1,956人、1996年に1,629人受け入れた。他方、スウェーデンに来て自ら直接難民申請をした人は、1995年に9,047人、1996年に5,753人にのぼった (Swedish Immigration Board, 1997, p.5)。

ドイツでは、庇護請求者に対して、その時々を経済情勢に応じて労働許可の発行条件を変えてきたが、そして一般的に言えば庇護請求者の数が急増すると労働許可を与えず、労働目的で入国する庇護請求者の数を減らそうとする方策が取られてきた (山本, 1995, pp.51~59; 広渡, 1996, pp.183~261)。これに対してスウェーデンでは、難民として認定されれば労働許可が交付されるのはもちろんのこと、たとえ認定されていなくても審査が4ヶ月以上かかると見通せれば、労働許可なしで労働することが認められている。審査期間中、庇護申請者は一般に難民収容センターで暮らすことになるが、自分で住居を探すことができればその限りではない。収容センターとして公営住宅が利用されることもある。

審査期間中の難民は、難民として認定された場合にはかなり長期にわたってスウェーデンに住みつづけることが予想される。そこで、審査期間中からスウェーデン語教育を義務づけられる。生活に必要な資金を持ってこなかった庇護申請者は手当での給付を申請することができる。2人の義務教育年齢にある子どもを持つ4人家族には、1ヶ月あたり6,450クローネ (約9万7千円) の手当てが交付されうる。しかし、正当な理由なくしてスウェーデン語教室に出席しない庇護申請者は、その手当てが減額される。また義務教育年齢 (16歳未満) にある子どもは学校に通うことが義務づけられる。さらにスウェーデン社会や、とりあえず落ち着いた地域の事情に関する情報も与えられる。こうして、難民はスウェーデン社会に適応する準備を、収容センターですることになる。また、難民として認定されれば労働許可も交付されるので、職業紹介局が就職先を斡旋することになる。この場合にもスウェーデン語教育が無償で提供される。職が見つからない難民には生活扶助金が交付される。そして滞在許可も交付されるので、原則としてスウェーデン国内のどこに居住することも許される。しかし、自分で住宅を見つけられない難民にはスウェーデン移民局が契約を取り交わした地方自治体のうち、いずれかのところに住めるよう住宅を割

り当てる。そうした住宅で必要な家財道具を購入する資金を持たない難民にはローンの便宜も用意されている。以上のような手厚い援助が与えられるのは、難民がスウェーデン社会の中で自立して生活できるようにするためである (Swedish Immigration Board, 1997)。

既述のように、1980年代半ばになされた移民政策として、反民族差別オンブズマン⁵⁾の設置が注目される。これは、1986年に制定されたエスニック差別対抗法のもとで設置されたものである。民族差別とは、人種、皮膚の色、出自 (国籍やエスニシティ)、宗教などのゆえに、ある個人あるいはある集団が、他の人々と比べて不公正に扱われることを意味する。オンブズマンは、雇用の場や他の社会生活の場でそのようなことが発生した場合に差別をなくすべく活動する機関である。その任務は、第1に差別を受けている人々に自分の権利を行使するためにはどのようにしたらよいか助言し、支援すること、第2に政府当局、企業、民間組織などとの議論を通じて、あるいは世論形成活動や情報提供を通じて、エスニック差別に対抗する手段を講ずること、第3にエスニック差別と戦うために憲法修正や他の手段を講ずるよう政府に提案することにある (The Swedish Institute, 1995)。

エスニック差別対抗法は1994年に改定され、現在のオンブズマンはこの法律に基づいている。この改定された法律に基づいて、民族差別に基づく雇用差別があれば、オンブズマンは差別を受けた人の代理人として労働裁判所で使用者側に対抗することができるようになった。また、オンブズマンの要請があれば、使用者側は議論に参加し、使用者側と求職者や被雇用者との間の関係に関する情報を提供する義務を負っている。オンブズマンによって開催される議論には政府当局も参加する義務があるし、また政府当局はその本来の活動の枠組みの中でオンブズマンが必要とする支援を提供する義務がある。オンブズマンが取り扱う具体的な件数は、年間800～900件に上る。(The Swedish Institute, 1995)

内務省でのヒヤリングによれば、1998年5月にスウェーデン内務省は、これまでよりももっと厳しく移民差別を取り締まる法律を提案した。この提案は国会で審議されることになるが、これが通過すれば、直接的な差別だけでなく、当事者の意図がどうであれ、間接的な差別も含めて取り締まることができることになるという。

III. 移民問題の激化

1. 外国人嫌い

スウェーデン経済が好調だった時代において、移民は社会問題にならなかった。1980年代末までこの国の失業率はきわめて低かったため、難民も比較的容易になんらかの職に就くことができた。しかし、1990年代に入ってから失業率が急速に高まった。失業は、工場

労働者など、肉体労働に従事する者の間に特に多く発生した。そうした職業には、スウェーデン語能力が不十分な者が多く就いていたので、失業は移民により多く発生した。また、職業上の知識や技能が不足している者により多く発生したので、年齢別に見れば10代や青年層がより多く失業にみまわれた（表4）。

スウェーデン移民局の資料に依拠して Martens (1997, pp.194~195) は、移民とスウェーデン人との間の失業率を比較しているが、これによると、定住外国人の失業率は1990年代初めまで4~6%の水準だったが、1991年に8%, 92年に15%, 93年に21%へと急上昇した。これに対して、スウェーデン人の失業率は表4に掲げた水準とほぼ等しかった。移民の中でも、帰化した人の雇用状況はまだ若干ましだった（表5）。他方、16~24歳層の失

表4 スウェーデンの失業率の推移

年	全体	16~19歳	20~24歳	25~44歳	45~54歳	55~64歳	男性	女性
1976	1.6	5.5	2.7	1.2	0.8	1.5	1.3	2.0
1977	1.8	6.7	3.2	1.4	1.0	1.3	1.5	2.2
1978	2.3	7.9	4.3	1.7	1.2	1.9	2.1	2.4
1979	2.1	7.4	3.7	1.6	1.0	2.0	1.9	2.3
1980	2.0	7.6	3.7	1.5	1.0	1.6	1.7	2.3
1981	2.5	9.4	4.7	1.9	1.3	2.0	2.4	2.7
1982	3.2	10.6	6.1	2.4	1.6	3.1	3.0	3.4
1983	3.5	10.4	6.8	2.6	1.7	3.9	3.4	3.6
1984	3.1	4.9	6.6	2.4	1.4	4.6	3.0	3.3
1985	2.8	4.6	6.3	2.1	1.6	4.0	2.8	2.9
1986	2.7	4.1	6.2	2.0	1.4	3.4	2.6	2.7
1987	2.1	3.6	4.4	1.6	0.8	1.9	2.1	2.1
1988	1.7	3.1	3.4	1.4	0.8	1.6	1.7	1.7
1989	1.5	3.1	2.9	1.1	0.7	1.2	1.4	1.5
1990	1.6	4.5	3.0	1.2	0.8	1.4	1.7	1.6
1991	3.0	7.6	6.2	2.8	1.4	2.1	3.3	2.6
1992	5.2	11.3	11.5	5.4	2.6	3.2	6.3	4.2
1993	8.2	19.4	18.1	8.3	4.5	5.5	9.7	6.6
1994	8.0	16.6	16.8	8.1	4.5	6.5	9.1	6.7
1995	7.7	14.0	15.7	7.8	4.4	7.4	8.5	6.9
1996	8.1	14.3	16.1	8.2	5.0	7.6	8.5	7.5

資料：Statistisk Årsbok för Sverige 各年版より作成

表5 移民の失業率, 1994年 (%)

外国籍	北欧諸国からの移民	12
	他のヨーロッパ諸国からの移民	17
	非ヨーロッパ諸国からの移民	36
帰化者	北欧諸国からの移民	11
	他のヨーロッパ諸国からの移民	11
	非ヨーロッパ諸国からの移民	22

資料：Martens (1997, p.195) より作成

業率は、定住外国人とスウェーデン人との間で大きな違いがあった。1994年に前者が16%だったのに対して、後者は約30%だったのである。Pred (1997, p.394) によれば、1990年代半ばにさしかかる頃になると、スウェーデン国籍保持者の失業率が約7%だったのに対して、北欧諸国の国籍保持者のそれは約12%、非西欧諸国の国籍保持者のそれは37%から45%に達した。スウェーデン内務省やストックホルム市で移民の社会的統合政策を担当している人へのヒヤリングによれば、ストックホルム市内に居住する移民のうち、特にソマリア人の失業が顕著である。彼らは、1998年秋時点でほぼ100%が失業状態にあるとのことである。

また、内務省でのヒヤリングによれば、1993年にドイツのベルテルスマン財団によるヨーロッパ各国の移民政策や移民統合の実態に関する比較調査がなされた。これによると、ヨーロッパで最もうまく移民統合がなされているのはスウェーデンであるという結果が出た。しかし、皮肉なことに、この頃からスウェーデンでは、移民に関する懸念が表面化してきた。雇用面ばかりでなく、教育、住宅、健康に関して移民の状況が悪化しつつある状況が認められるようになってきたし、スウェーデン人の間で xenophobia (外国人嫌い) も増大してきた。世論調査によると、スウェーデン人の約10%が xenophobia の感情を持っており、その傾向は年金生活者や若者により顕著に見られたとのことである。

移民による犯罪の発生も顕著になった。犯罪と移民とを結び付けて議論することは、ともすれば移民に対する差別感情を増幅させかねないので、きわめてセンシブルな問題である。しかし、反民族差別オンブズマンが現実を直視することから始める必要があると発言したことを受けて、1990年代に入ってから、この点に関する調査研究がなされるようになった。Martens (1997) は、そうした調査研究に携わってきたストックホルム大学の社会学者であるが、彼によれば、移民の犯罪発生率は全般的にスウェーデン人のそれよりも高く、第1世代と第2世代を比べるならば、第1世代の方が高い犯罪率を示す。したがって、失業状態にさらされているがゆえに移民第2世代に特に犯罪が多く見られるというわけではない。むしろ、1980年代から1990年代にかけて移民してきた人々、即ち難民に犯罪発生率が高い、ということが言えるに過ぎない。

いずれにせよ、このような移民にかかわる社会的状況と、スウェーデン経済の不調とがあいまって、1991年の総選挙で移民排斥を主張の一つに掲げる新民主党が議席を占めるにいたった。ストックホルム市でのヒヤリングによれば、新民主党は、民主主義を尊重しているが、ポピュリストであり、反外国人主義的である。この政党は国会でもストックホルム市でも議席を得たが1994年の選挙で議席を失った。また1998年9月の選挙でも議席を得なかった。しかし、スウェーデンにもネオナチと呼びうる局地的な小政党があり、反外国

人主義を主張して地方議会で議席を獲得している場合もある。新民主党と異なって、ネオナチ政党は、ユダヤ人や同性愛者に対して否定的であり、民主主義をも否定している。例えば、ネオナチ政党と呼んでもさしつかえないスウェーデン民主党 (Sweden Democrat) が議席を得たところもある。また、セーボ党、スコーネ党もネオナチ的であるという。このように、地方小政党とはいえ、ナチ的な政党が地方議会で議席を得ているということは、スウェーデン人の間に反外国人的な指向があることを示している。このように、ストックホルム市の移民統合に携わっている担当官は述べた。

セーボ (Sjöbo) はスウェーデン最南部のマルメを中心とするスコーネ地方に位置する小都市である。この都市に対して、スウェーデン移民局は「スウェーデン全国政策」に基づいて、約30人の難民受け入れを1985年8月に打診したことがある。これを市議会は同年12月に拒否した。その理由は、農民の支持を得ていた中央党に属する当時の市議によると、難民は暴力に訴える傾向があるから、というものだった。その後、数度にわたって中央政府や移民局からの難民受け入れ要請を、セーボ市は頑なに拒否してきた。1987年にはスウェーデン全国の地方自治体284のうち、240が難民受け入れに応じていた状況の中で、セーボ市議会は、15人の難民受け入れの是非をめぐって住民投票にかけることを決定した。翌年には総選挙が予定されていたこともあって、セーボ市議会のその決定は、住民投票の是非をめぐって、全国規模での激しい論争を引き起こした。1988年9月の総選挙と同時に行われた市議選で、難民受け入れに反対する政党がセーボで3分の2以上の議席を獲得するという結果に終わった。(Pred, 1997, pp.402~403)

上のようなスウェーデン人の移民、とりわけ難民に対する感情の変化を反映してのことだと考えられるが、移民政策も近年、変ってきている側面がある。例えば家族の呼び寄せの制限がその一つとしてあげられる。滞在許可を取得した人は、スウェーデンに来た理由がいかなるものであれ、家族を呼び寄せることができる。ストックホルム市でのヒヤリングによれば、かつて、家族の範疇に、難民の兄弟や、難民の配偶者の親もはいていた。しかし、現在は核家族を家族の範囲としている。また、難民のなかでも、永住を前提とする難民とそうでない難民とに分けるようになってきている。ソマリア人は、ソマリアの政治的状況が落ち着いたら帰国するという条件で、一時的難民として受け入れられた。これに対して、ボスニアからの難民は、一時的難民として受け入れたわけではなく、定住してもよいということが最初から意図されていたとのことである。ところが、ソマリア人も帰国せず、スウェーデンに定住するようになってきている。他方、ボスニア人の流入は減少したが、流入者のうちかなり多くは、ここに定住している。ちなみに、世界で最も多くのボスニア難民を受け入れたドイツでは、州政府によってボスニア人の帰国が1996年以降実施さ

れている⁶⁾。

2. 空間的セグリゲーションと「統合政策」

定住外国人のスウェーデン国内における分布は、ストックホルム県が他の県に比べて圧倒的に多い。その数は1995年において約16万9千人に及び、スウェーデン全体の約53万2千人のうち、約32%がストックホルム県に住んでいる。スウェーデンに帰化した人も含めた外国生まれの数値で見ると、約93万6千人のうち28万7千人、31%がやはりストックホルム県に住んでいる。これに続くのは、スウェーデンにおける他の2つの大都市圏を擁するイエーテボリ県とマルメ県である。この3つの県で全国の約55%を占める（図2）。

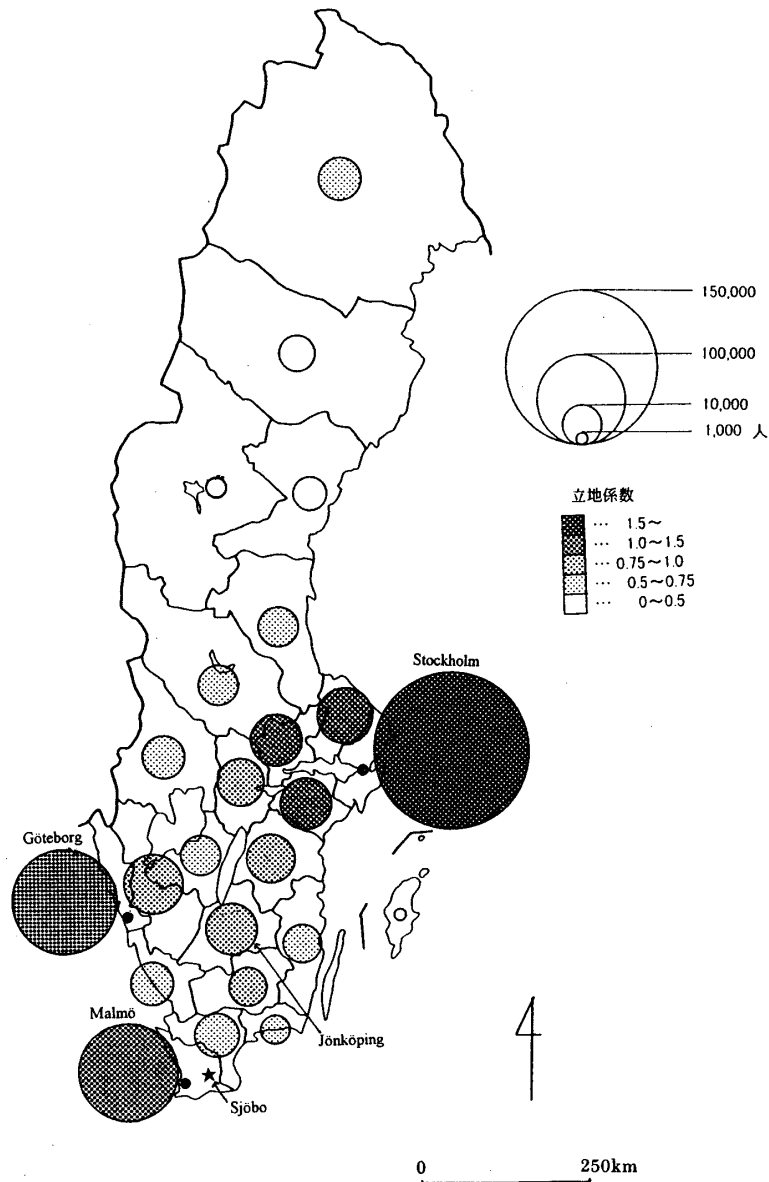


図2 スウェーデンにおける定住外国人の分布，1995年
資料：Statistisk Årsbok för Sverige 1998より作成

これは、移民の多くを占めた労働移民が、就業機会のある大都市に居住したことをまず反映している。また、難民を受け入れるだけの住宅がより多くあった場所が、それら大都市圏であったことをも反映している。しかし上記の分布は、移民の国内移動を反映した結果でもある。移民もまたスウェーデン国内での居住の選択が自由であり、1984年から1994年までの「スウェーデン全国政策」のもとで全国に分散居住させられた移民のうち、少なからぬ部分が居住地を移した。転居性向はネイティブ・スウェーデン人よりも移民の方がはるかに高い。Andersson (1996, p.8~9) によれば、スウェーデン生まれの住民の移動性向は、1992年で3.3%だったが、外国生まれのそれは5.9%であり、なかでもソマリア人は36.6%、イラク人は16.8%、エチオピア人は15.3%、イラン人は13.3%と、1980年代から90年代にかけて難民として流入した人々の移動性向はきわめて高かった。その移動先も、上記の3大都市圏が圧倒的に多い。

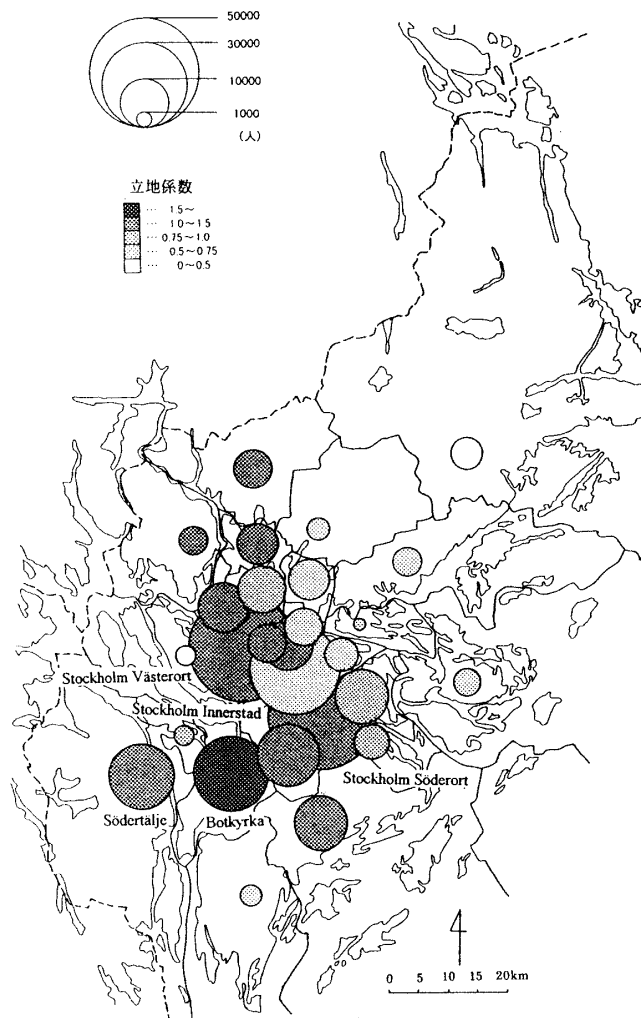


図3 ストックホルム県における移民の分布, 1997年
資料: Stockholms läns landsting (1998) より作成

ストックホルム県内での移民の分布は、絶対的にはストックホルム市が約14万人と圧倒的に多い。ここで言う移民とは、外国生まれ外国籍、スウェーデン生まれ外国籍、外国生まれスウェーデン国籍の3つのグループを合計したものを指す。ストックホルム県では1997年末時点で約33万1千人いたので、約42%が中心都市であるストックホルム市に住んでいることになる。しかし、住民に占める移民の比率でみると、ストックホルム市が特に高い値を示すわけではない。むしろ、ボトキルカ (Botkyrka) 市が他の地方自治体に比べて異常に高い比率を示していることが注目される。セダテリエ (Södertälje) 市もやや高い値を示すが、ボトキルカ市に比べれば低い。また、ストックホルム市内についてみると、大きく中心部、西部、南部と3つに分ければ、西部で移民比率がかなり高いことが分かる。中心部はかえって、平均をかなり下回る移民比率になっている (図3)。

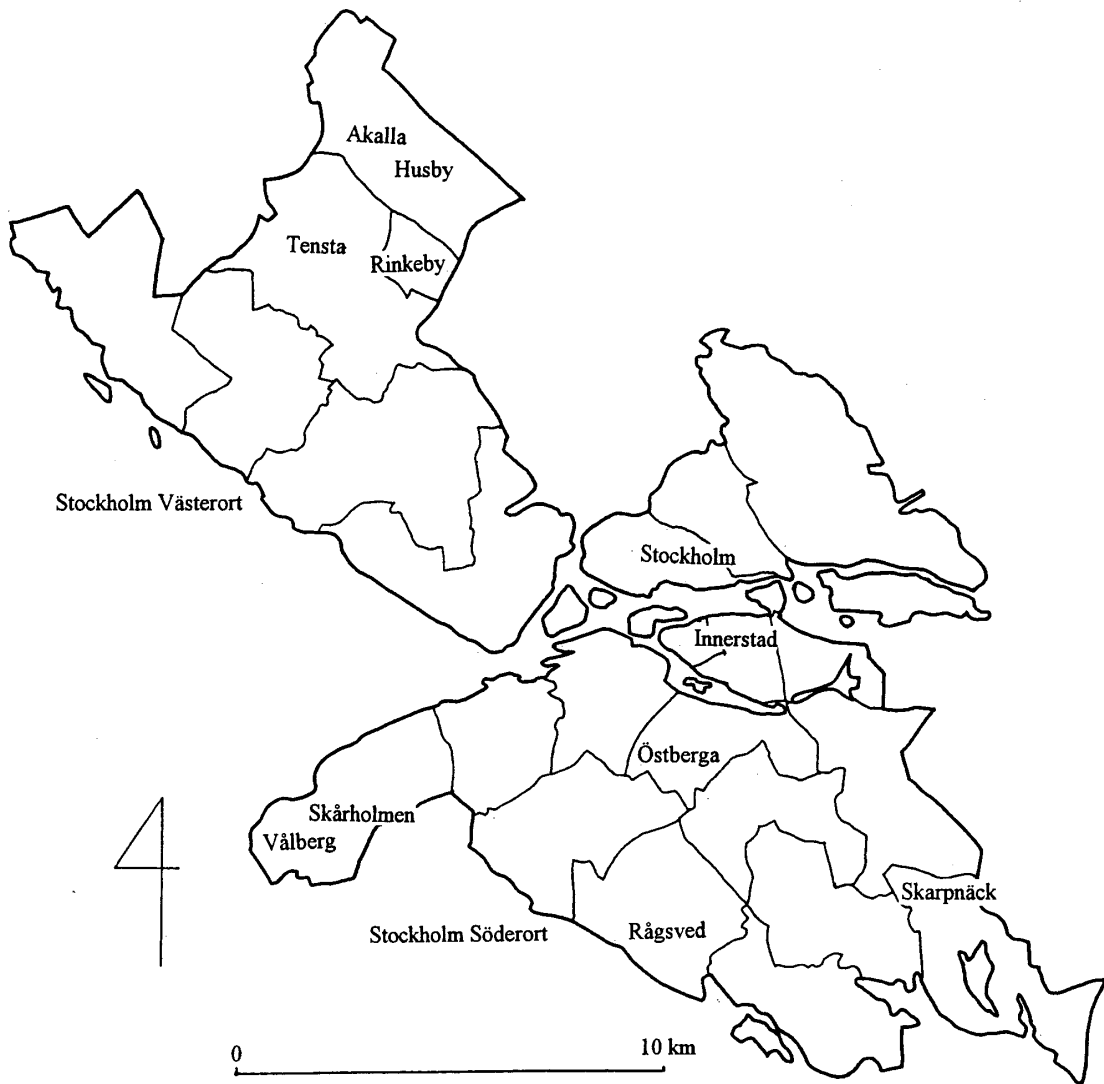


図4 スtockホルム市内で移民比率の高い地区
資料：ストックホルム市でのヒヤリングによる。

ストックホルム市でのヒヤリングによれば、移民は、ストックホルムの新興住宅地域に入居した。1960年代のギリシア人から、そのことがあてはまる。1970年代までに移民が多く居住した地区は、リンケビ (Rinkeby), テンスタ (Tensta), アカラ (Akalla), フスビ (Husby), スケルホルメン (Skärholmen), ヴォルベルイ (Vålberg), エストベルガ (Östberga) などである (図4)。当時既に、これらの地区では、住民の約20%が外国人だったという。労働移民は、スウェーデン在住2年くらいの後に、家族を呼び寄せるといったパターンが一般的だった。ちなみに、1960年代末当時、ストックホルム市による移民政策はまだかたまっていなかった。行われていたのは、せいぜい母国語教育と母語による各種パンフレットの作成だという。

ところで、移民と都市との関係について、最近、ストックホルム大都市圏を事例とした詳細な研究が公表された (Murdie and Bosgard, 1998)。そこで、その概要を簡単に紹介しよう。

Murdie and Bosgard (1998) は、ストックホルムで移民のセグリゲーションが進行してきたことを説明するために、グローバルな視点、ナショナルな視点、ローカルな視点という3つの空間スケールでの考察を重視している。グローバルな視点とは、労働目的の移民から難民を中心とする移民への転換に注目することを意味する。ナショナルな視点からすれば、政府による移民政策の転換、移民に対する国民の一般的な態度、経済のリストラ、政府による住宅政策が重視される。ローカルな視点からすれば、上のナショナルな視点から取り上げられる各事項がストックホルムというローカルな場でどのように顕現するか、そのローカルな条件づけが問題になる。移民の構成変化については既に本稿でも述べたので、ナショナル及びローカル視点をもう少し具体的に紹介しよう。

Murdie and Bosgard (1998, p.1873) によれば、セグリゲーションはほとんどの期間を通じて問題視されてきたが、それは移民のセグリゲーションというよりも社会階層や家族のライフサイクルステージに関連したものだという見方が主流だったという。しかし、「1970年代初めには既に、ギリシア、イタリア、トルコなどからの移民が新興の集合住宅に集中する傾向を見せており、これが社会問題として認識されるようになっていた。」だからこそ、1975年の移民政策の3つの原則が樹立されたのである。しかし、この3つの原則のうち選択の自由が統合政策と矛盾することにスウェーデン人も気がつき始めていた。

Murdie and Bosgard (1998, p.1873) はさらに続けてつぎのように述べている。移民に対するスウェーデン人の態度は、正義・連帯・平等を重視するスウェーデン人の価値観を反映して人種差別という激烈な姿をとることはあまりない。スウェーデン人の特徴は均質性、コンフリクトの回避、現代性、平等の4つにある。均質性とは、言語、宗教、政治的

歴史において共通性、一様性があるということの意味する。コンフリクトの回避とは文化的背景における差異が軽視されるということの意味する。現代性とは、基本的に人間はすべて同じであり、文化というのは発展の問題である、とみなす態度のことを意味する。スウェーデンの社会福祉政策は、個人や世帯間の平等を基礎としている。社会福祉政策とは、政策の対象となる誰かを絞り込むというのではなく、一般的な政策であり、どの集団をも他の集団に対して優遇するというものではない。

ナショナルな視点で問題となるスウェーデン経済のリストラとは、近年におけるサービス化の進展と、これに関連した失業率の急速な高まりを意味する。1960年代と70年代には、工業部門の拡大によって移民労働力がスウェーデン南部や中部の工業中小都市に引き付けられたが、これらの移民がリストラの対象となり、失業は特に移民により多く発生しているのである⁷⁾。

住宅政策では、「百万戸プログラム」が重要である。スウェーデン政府は、国民の大多数に良好な住宅を適度な価格で供給するという政策を1940年代以降取ってきている。そのために、各地方自治体が住宅供給公社を設立し、住宅を建設してきている。「百万戸プログラム」は1965年から1974年にかけて実施された政策である。これは、新興住宅地域においてバラエティにとんだ住宅を供給することと、住宅コストが世帯可処分所得の4分の1を超えないようにすることとによって、さまざまな世帯の混住を促進させようという別の目的と結び付いていた。しかし、ストックホルム、イエーテボリ、マルメという大都市圏では、近年に流入してきた移民や難民の集中が激しくなるという結果がもたらされた(Murdie and Bosgard, 1998, p.1874)。

「百万戸プログラム」が推進されていたまさにその時に、労働移民が地中海沿岸諸国から流入してきたが、この移民は、自治体住宅供給公社が建設する良好な住宅に住むことができた。そして1980年代半ば頃から難民の流入がめだつようになったきたが、その多くは非ヨーロッパ系であり、スウェーデン人との生活慣習も大きく違うため、スウェーデン人と新しい難民移民との間の社会的距離は大きかった。しかも、少なからぬ難民の教育水準や技能水準が低いこともあいまって、企業にとって1960年代の移民ほどに魅力的な存在ではなかった。その1980年代半ばから1994年まで前述の「スウェーデン全国政策」が難民受け入れに際して適用されるようになった。(Murdie and Bosgard, 1998, p.1875)

以上のような、ナショナルなスケールでみた移民に対するスウェーデン人の一般的な態度、経済のリストラ、住宅政策は、ストックホルムというローカルな場で、次のように顕現した。ストックホルム大都市圏では、総人口が1960年の130万人から1995年の170万人へと増加したが、外国生まれの人口はこれ以上のスピードで増加した。1960年には人口の

7.4%が外国生まれだったが、1995年には17%に増加したのである。その構成もスウェーデン全体の変化と同様であり、ボスニア人とソマリア人の増加が1990年代の特徴である。ストックホルム経済は、経済の国際化の影響を受けて、ますます国際的なセンターにとって必要なサービス業が重要になってきたが、他方で衰退する工業からはじき出された人々や、高度な知識を持たない移民が就きうるようなサービス業は必ずしも大きく成長したわけではなかった。

住宅市場の状況も大きく変化した。1960年当時、多くの移民はストックホルムの都心周縁部に住んでいた。しかし、都心周縁部では再開発と高い家賃設定のために、低所得の移民が住めるような街では次第になくなってきた。他方、1960年代から1990年代初めにかけてストックホルムの北と南の郊外化が進展した。これは「百万戸プログラム」にも部分的に起因する発展だった。こうした郊外が、新しく移民してきた人々に住居を提供することになった。

以上のような一般的な叙述の後に、Murdie and Bosgard (1998) はストックホルム大都市圏の100を上回る教区を分析単位として、移民のセグリゲーションを分析している。教区の人口規模は、平均1万5千人弱である。空間的相違指数を用いてネイティブ・スウェーデン人と移民との空間的セグリゲーションの程度を調べると、ドイツやフィンランドからの移民のそれは非常に低いのに対して、トルコ、ソマリア、エチオピアからの移民のそれが非常に高い。また、ボスニア、イラク、ギリシア、イランなどからの移民もかなり高いセグリゲーションを示している。(Murdie and Bosgard, 1998, p.1879)

このような空間的分析とは別に、どのようなタイプの住宅に住んでいるかを問題にし、ネイティブ・スウェーデン人と同じ住宅タイプ分布になるためには、何%の住民が移動しなければならないか、という観点から、Murdie and Bosgard (1998) は住宅分断化(セグメンテーション)を測定した。その結果、ドイツ人移民はわずか5%、フィンランド人移民は14%でしかないのに対して、ソマリア人移民は52%、イラク人移民は50%、エチオピアとトルコからの移民は49%と、高い分断化の程度を示していることが明らかにされている。つまり、空間的セグリゲーションと住宅セグメンテーションは密接に関連しているのである。

ギリシアやトルコからの移民の空間的セグリゲーションは1970年代に大きくなったが、これは、この期間に両国からの移民が増えたことと、リンケビ、テNSTA、ポトキルカなどの郊外で「百万戸プログラム」によって建設された集合住宅に、そうした移民が転入したことによっている。それまでは、彼らを雇っている企業の所有する集合住宅に住む者が多かったが、いわば公共住宅に続々と転居したのである。1980年代以降に流入した難民も、

その半数前後が郊外の新興集合住宅か、または企業が所有すると考えられる住宅に集中している。

より多くの移民が都心周縁部よりも郊外あるいは外周部に住み、また外国人比率という点でも郊外あるいは外周部で高いという特徴はストックホルムだけのものではない。南部のベッテル湖の南端に位置する人口約12万人の都市ヨンショピンでも、外国人居住は絶対的にも相対的にも外周部に顕著である（図5）。ちなみに、この都市の外国人比率は1997年で4.7%と全国平均よりやや低いが、移民の背景を持つ人の比率は10.7%に達している（Jönköping kommuns stadskontor, 1998）。

さてストックホルム市でのヒヤリングによれば、現在、テナスタやリンケビで移民が住民の80~90%を占めるようになってきている。ここに住んでいたスウェーデン人は流出傾向にある。残されたスウェーデン人住民には社会的弱者が多い。他方、ここに住む移民の中には経済的に成功した人もいる。また、最近3~4年において外国人の比率が高まりつつある地区はログスヴェド（Rågsved）とスカルプネク（Skarpnäck）である。ここにはソマリア人や旧ユーゴスラビア人が多い。後者の地区では住民の約半数が外国人であり、前者

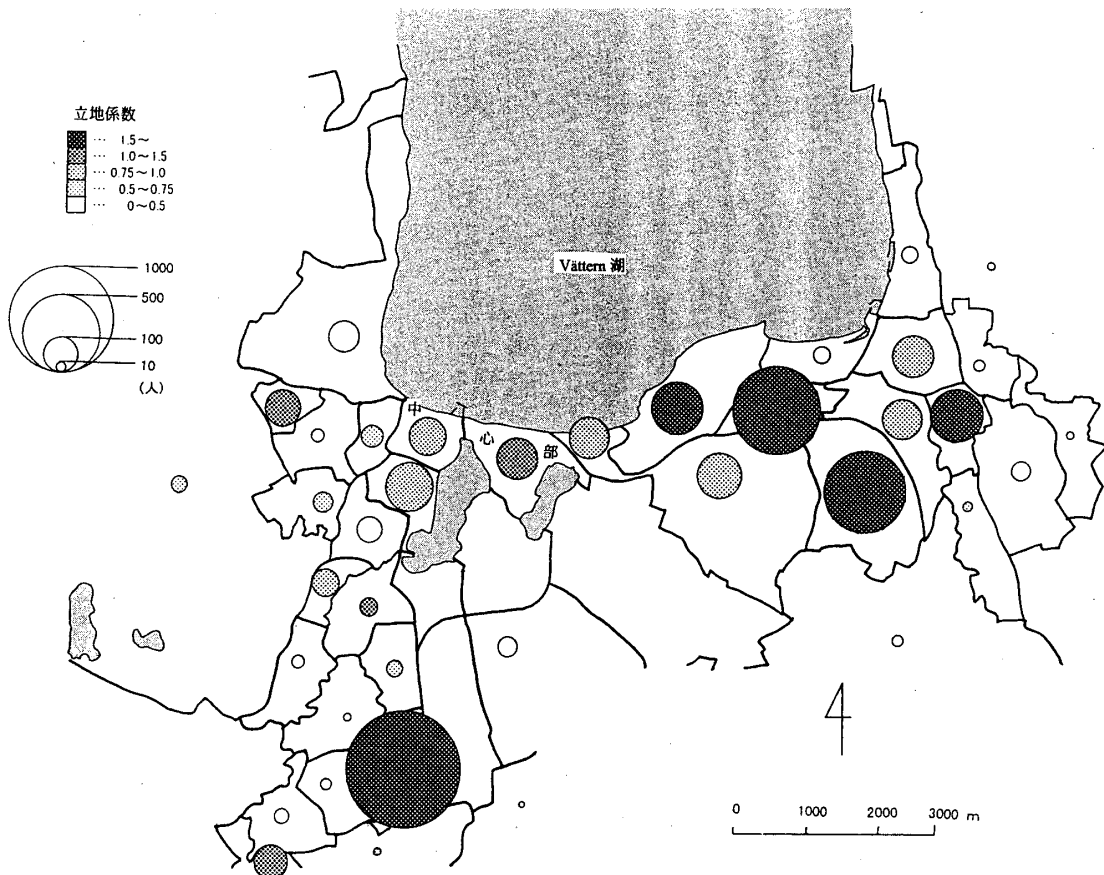


図5 ヨンショピン市内の定住外国人の分布，1997年
資料：Jönköping kommuns stadskontor（1998）より作成。

の地区ではその比率がもっと高い。

このような空間的セグリゲーションの結果、リンケビで話されるスウェーデン語は、もはや標準スウェーデン語ではなく、移民の言語と混合したリンケビ・スウェーデン語とも言うべき言語になっているという。リンケビ・スウェーデン語を話すのは、スウェーデン語能力の低い移民二世世代であり、移民一世代の母語の表現や単語が混じり合った、スウェーデン語の一種であるという評価もある。そしてこの新しいタイプのスウェーデン語が、移民の集中する地区に住むほかの若者にもうけるという状況がある。(Runblom, 1998)

そのような状況を、多文化的な性格をストックホルムが示すようになった印として、積極的に評価することが可能かもしれない。しかし他方で、空間的セグリゲーションは移民とネイティブ・スウェーデン人との間に困難な関係を生み出し、その問題を恒久化しかねない。難民移民が新規流入外国人の多数を占めるようになってから、スウェーデンではネイティブ・スウェーデン人と移民との間のセグリゲーションの程度が次第に強くなってきている。現在やや沈静化しているとはいえ、外国人嫌いという態度がネイティブ・スウェーデン人の間に観察されるようになってきている。この危険な兆候が進行することを阻止するために、ローカル・イニシャチブに基づくセグリゲーション対抗政策が取られるようになってきている点にも、我々は注意する必要がある。紙数の制約のためにそれを本稿で詳細に紹介することはできないが、例えばストックホルム市は社会的エスニックセグリゲーションの激化を認識し、これを打破すべく1994年から多元主義のもとでの統合政策を推進している。

Stockholm (1993) によれば、セグリゲートされた都市とは、人々の生活条件があまりにも異なっているので社会的・経済的・文化的な安定が崩されてしまうような都市を意味する。セグリゲーションは個人にとってと同様、社会にとってネガティブな発展を意味する。それは貧困と排除、社会的緊張と破壊的行動につながるし、住民が他人や社会全体に対して持つべき責任を掘り崩す。長期的にみれば、セグリゲーションは福祉の脅威になるし、民主主義システム全体を危機に陥らせる。以上がストックホルム市のセグリゲーション認識である。

これに対して統合は次のように理解されている。統合された社会では人々がコミュニティの感覚を持ち、コミュニティの中で各人が正当な位置を占めることになる。統合は異なる社会的・エスニック背景を持つ人々との間の平等・理解・尊重を意味する。開かれた統合された社会が機能しうるためには、共通の法的規範、共通の会合の場所、共通の言語を必要とする⁸⁾。

上の意味で統合された都市となるべく、ストックホルム市は、5つのビジョンを描いている。第1のビジョンは雇用の確保である。第2は法的規範、会合の場所、言語の共通性の確保である。第3は、人種主義や差別からの自由である。第4は青少年のための教育の充実とこれを通じての就業の保障である。第5は街区の安全性と魅力の確保である。この5つのビジョンを実現すべく、ストックホルム市はローカルイニシャチブを發揮しようとしている。残念ながら筆者は、それがどの程度実行されているか、どの程度移民を含む市民がそれに積極的に関与しているか、そして、1980年代以降顕著になってきたセグリゲートされつつある社会が、実際に1990年代後半以降統合された社会に向かいつつあるかどうか、これらを明らかにすることは今後の課題とせざるをえない。

IV. おわりに

外国人労働者の問題というと、日本ではドイツがよく話題になる。そして、ドイツとは異なって、外国人労働者や、より広い意味を持つ移民の社会的統合に成功している国として、オランダやスウェーデンが往々にして引き合いに出される。確かに、ドイツと比べてスウェーデンでは、移民に対する法的差別が少ないし、移民が住む街区もドイツの最も条件の悪い場所のようなところはないと言ってよいだろう。筆者はストックホルム市内スカルプネクを垣間見る機会を持ったことがある。その際、この街区にはソマリア人も含めて外国人あるいは移民の背景を持つ人が少なくないことを観察によって実感した。しかし、少なくともこの街区の物理的環境は、筆者が知るドイツのトルコ人移民集中地区に往々にして見られるような貧しいものではない。その意味で、スウェーデンに定住する外国人は、ドイツに定住する多くのトルコ人移民と比べて恵まれていると言えよう。

しかし、そのスウェーデンも、問題から全く自由だというわけではない。問題とは、労働市場において移民はネイティブ・スウェーデン人よりも困難な状況に置かれていること、住宅の物理的条件は決して悪くないとしても社会的・空間的にセグリゲートされていること、そして、時として、外国人嫌いという感情が、ごく少数であるとはいえネイティブ・スウェーデン人の一部に昂揚することなどである。この最後の点は、Pred (1997) が、スウェーデンのマスメディアなどに表れた資料をもとに、生き生きと描いている。その諸問題の構図はドイツと全く同様である、と言ってもさしつかえない。

その問題を多文化主義の思想に基づく統合政策によって克服しようとする努力がローカル・レベルで払われるのも、ドイツの多くの都市と共通している。その意味で、我々は、ドイツをネガティブモデルとし、スウェーデンをポジティブモデルとして議論しがちな風

潮を戒めねばなるまい。重要なことは、実際にはどうなっているのかを、具体的事実をもって明らかにすることである。それは今後の課題とせざるをえない。

〔付記〕

本稿は、法政大学産業情報センターの研究プロジェクト「北方圏における21世紀のローカル・イニシアティヴに関する調査—スウェーデンを中心に—」に参加して行った調査、及び平成9～11年度文部省科学研究費補助金（基盤研究(B)(2) 課題番号09430010, 研究代表者：森 廣正法政大学経済学部教授「国際労働力移動における地域ネットワークの形成と政策課題に関する国際比較研究」）による研究成果の一部である。

注

- 1) 当時の出入国者の大部分は、外国人であったと言ってさしつかえない。
- 2) 具体的には、帰国を意思決定した難民には、旅行費用の補助と支度金補助がなされているのである (Statens Invandrarverk, 1997)。支度金は大人一人につき1万クローネ (約15万円)、子ども一人につき5千クローネ、1家族で最大4万クローネまで援助される (The Swedish Immigration Board: Return migration: <http://www.siv.se/einter/enom/ereturn/eretur.htm>)。
- 3) 帰化申請のための滞在期間条件を5年間とするのは、イギリス、フランス、オランダも同様である。これは、ベルギーとドイツが10年間 (ドイツでは1999年6月の外国人法改正によって8年となった)、スイスが12年間という条件を課しているのと比べて明らかに短い。また帰化が認められるためには、品行方正、言語能力なども条件となることが多いが、品行方正とは重大な罪を犯していないという程度にスウェーデンでは理解されている。さらに帰化の手数料もドイツでは5000マルク (約33万8千円：1マルクは約68円) あるいは月収の75%、スイスではカントンによって異なるが最も高いジュネーブ市では75,000フラン (約613万8千円：1フランは約82円) 要するのに対して、スウェーデンは100ドル相当 (約1万1千円～1万2千円) でしかない。(Reinans and Hammar, 1993, pp.4～5)
- 4) 中央政府と地方自治体との間の難民受入契約については、本間 (1990, pp.202～203) を参照されたい。
- 5) ドイツの中央政府や地方政府が委嘱している外国人問題担当官のことをオンブズマンと訳す研究者がわが国にいるが、ドイツのそれはスウェーデンのそれほどに強い権能を持っていない。筆者が知る限りにおいて、ドイツで外国人問題オンブズマンを設置しているのはミュンヘン市のみであり、これは通常紹介されている外国人問題担当官 *Ausländerbeauftragte* とは異なる。ミュンヘン市の外国人問題オンブズマンについては別の機会に紹介したい。
- 6) ちなみに、ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争を逃れて旧ユーゴスラビア領域以外に庇護を求めた人は約60万人に達したと言われている。このうち33万人をドイツが、12万2千人強をスウェーデンが受け入れた。第3位はオーストリアの8万人、第4位はデンマークの2万2千人である (Baumann *et al.*, 1999, S.1017)。
- 7) 1998年9月に筆者は、後述のヨンショピン市から南南西に直線距離で50km強離れた所に位置するグノーハ (Gnosjö) 郡の工場を2つ見学した。グノーハ郡は努力・勤勉を意味するグノーハ精神によって近年興隆してきた中小製造企業中心の産業地域 (industrial district) としてスウェーデン国内で知られる人口約8万5千人の農村地域である。土地がやせているため貧しい農業地域だったし、特別な資源もなかった。しかし、湖沼や川の底にある砂鉄資源と水車動力を利用して針金製造業がまず起こり、近年ではイエーテボリから100kmと近いこともあって、自動車関連の金属機械工業や合成樹脂成形工業が盛んになって

いる。製造業就業者比率が45%（グノーハ町だけならば65%）と極めて高いにもかかわらず、失業率はわずか2%であり、スウェーデン国内で最も経済的に安定した地域になっている。ここに立地する合成樹脂ブロー成形をしている140人規模の工場では、従業員の50%が移民の背景を持っている。その多くはベトナム人とボスニア人である。また、110人規模の金属製品工場では、従業員のうち20人がクロアチア、ボスニア、ベトナムからの移民である。筆者が見学したときに工場内でフォークリフトを操作していたのは、ベトナム人女性だった。

8) このような統合概念は、ドイツの多くの都市で追求されてきている外国人市民統合概念と類似している。ドイツにおける外国人市民統合概念については、例えば山本（1995, pp.274~382）を参照されたい。

文 献

- 岡沢憲美（1996）：『スウェーデンを検証する』早稲田大学出版部，238p.
- 竹崎 攸（1994）：移民政策と社会保障，岡沢憲美・奥島孝康編：『スウェーデンの経済』早稲田大学出版部，pp.53~72.
- 竹崎 攸（1997）：移民政策と在住外国出身者の環境，岡沢憲美・宮本太郎編：『スウェーデンハンドブック』早稲田大学出版部，pp.259~269.
- 広渡清吾（1996）：『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算—』有信堂，350+5p.
- 本間 浩（1990）：『難民問題とは何か』岩波書店，226+4p.
- 山本健児（1995）：『国際労働力移動の空間—ドイツに定住する外国人労働者—』古今書院，428p.
- 山本健児（1997）：1990年代のドイツをめぐる国際人口移動。統計，vol.49, No.3, pp.21~28.
- Andersson, R. (1996): The geographical and social mobility of immigrants: escalator regions in Sweden from an ethnic perspective. *Geografiska Annaler*, Vol.78 (B), pp.3~25.
- Baumann, W.-R. et al. (1999) *Die Fischer Chronik Deutschland 1949-1999*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main.
- Castles, S. and M.J. Miller (1993): *The Age of Migration. International Population Movements in the Modern World*, Macmillan, London, 306p.
- Hammar, T. (1985a): Sweden. Hammar et al.: *European immigration policy. A comparative Study*, Cambridge University Press, Cambridge, pp.17~49.
- Hammar, T. (1985b): Citizenship, aliens' political concern for migrants: the case of Sweden. R. Rogers (ed.): *Guests Come to Stay. The Effects of European Labor Migration on Sending and Receiving Countries*, Westview Press, Boulder and London, pp.85~107.
- Jönköping kommuns stadskontor (1998): *Jönköping Statistik årsbok 1998*.
- Martens, P.L. (1997): Immigrants, Crime, and Criminal Justice in Sweden. M. Tonry (ed.): *Ethnicity, Crime, and Immigration*, Chicago University Press, Chicago, pp.183~255.
- Murdie, R.A. and L.-E. Borgegard (1998): Immigration, spatial segregation and housing segmentation of immigrants in metropolitan Stockholm, 1960-95. *Urban Studies*, Vol.35, pp.1869~1888.
- Pred, A. (1997): Somebody else, somewhere else: racisms, racialized spaces and the popular geographical imagination in Sweden. *Antipode*, Vol.29, pp.383~416.
- Reinans, S.A. and T. Hammar (1993): Naturalizations. Changes of citizenship within immigrant populations in Western Europe. S. A. Reinans and T. Hammar (eds.): *New Citizens. By Birth and Naturalization*, CEIFO, Stockholm, pp.1~30.
- Runblom, H. (1998): *Sweden as a multicultural society*, Swedish Institut, Stockholm, 4p.
- Rystad, G. (1992): Immigration history and the future of international migration. *International Migration Review*, vol.xxvi, pp.1168~1199.
- Statistiska centralbyran: *Statistisk Årsbok för Sverige*. 各年版。

- Stockholm (1993): *Seven-hundred eighteen-thousand four-hundred and sixty-two people and one city*, 12p.
- Stockholms läns landsting (1998): Statistik om Stockholm län, No.7, Invandrare I Stockholms län 1997-12-31.
- Swedish Immigration Board (Statens Invandrarverk) (1997): *Swedish refugee policy. Swedish refugee reception*, Norrköping, 12p.
- Swedish Immigration Board (Statens Invandrarverk) (1998): *The role of the Immigration Board*, 15p.
- Swedish Institute (1995): *The Swedish Ombudsmen*, 4p.
- Swedish Institute (1997): *Immigrants in Sweden*, 4p.

Immigration and Issues of Immigrants in Sweden

Kenji YAMAMOTO*

This article deals with the history of immigration control of the Swedish government and issues of immigrants in this country in the last decades. Castles and Miller (1993, pp.196~198) classifies countries of immigration into three groups. The first group is classical countries of immigration such as the USA, Canada and Australia, the second is ex-colonial powers such as UK, France and the Netherlands, and the third is countries which adopted guest worker system. According to Castles and Miller (1993), Sweden is included into the first group, although the historical background is very different from the USA and the others.

On the other hand, there are only a few articles on the immigrants in Sweden in the Japanese language such as Okazawa (1996) and Takezaki (1994; 1997). They refer only to the positive aspects of the situation of immigrants in Sweden. The author verifies the positive image on the immigration policy and the immigrants in this country on the basis of his own research activity in September 1998 as well as articles and statements of Swedish scholars and officials of the central and local governments.

Immigration policy of the Swedish government is not so consistent as the classical countries of immigration and the degree of regulation is not so hard as countries of guest worker system. Nevertheless, the pattern of fluctuation of the number of immigrants resembles the one in a typical country of guest worker system. Many foreigners came to Sweden as temporal workers in the period between the last half of the 1950s and the beginning of the 1970s. Because of recession, immigration of temporal workers has not been allowed since 1972 with the exception of people from Nordic countries. The temporal workers rejoined their family members from their home countries, and more and more immigrants have become to consist of refugees and asylum seekers from the Third World.

Many immigrants have settled down in Sweden regardless of the types of immigration: temporal workers, refugees and asylum seekers. The ratio of naturalization of immigrants is higher in this country than in the other European countries. But

xenophobia already appeared among Swedes in the 1980s and this feeling and attitude still remain among a part of Swedes. The spatial segregation is great in an urban setting and the social segregation may well be as severe as that, although the physical condition of living for the refugees may well be better in this country than e.g. in Germany.

Local governments as well as the central government recognize the problem of immigrants and the Swedish society. The communal government of Stockholm started the policy and measures to combat the urban segregation of immigrants and minorities in the mid 1990s. It is necessary to conduct field research further in order to evaluate, if the local initiative is successful or not for the integration of society consisting of minorities, various immigrants and Swedes.